

行政財産使用料徴収の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
港警察署	<p>行政財産の使用料は、使用開始の日前に全部を納付させなければならないが、下記について、使用開始の日前に使用料を徴収していなかった。</p> <table border="1" data-bbox="439 527 1605 701"> <thead> <tr> <th data-bbox="439 527 780 594">使用目的</th> <th data-bbox="780 527 1113 594">使用許可期間</th> <th data-bbox="1113 527 1308 594">年間使用料</th> <th data-bbox="1308 527 1605 594">納付日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="439 594 780 701">食堂</td> <td data-bbox="780 594 1113 701">平成30年4月1日から令和5年3月31日まで</td> <td data-bbox="1113 594 1308 701">175,600円</td> <td data-bbox="1308 594 1605 701">令和元年5月8日</td> </tr> </tbody> </table>	使用目的	使用許可期間	年間使用料	納付日	食堂	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで	175,600円	令和元年5月8日	<p>検出事項について、行政財産使用料条例に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【行政財産使用料条例】 (納付の時期) 第4条 使用料は、使用開始の日前に全部を納付させなければならない。(以下略)</p> </div>	<p>検出事項が発生した原因については、平成31年度分の行政財産使用料を徴収するための調定作業を失念していたことにある。</p> <p>今後、行政財産使用料の調定に当たっては、行政財産使用許可関係書類との照合を確実に実施する等、起案時及び決裁時におけるチェックを強化するとともに、同種の誤りを繰り返さないよう、課員全員に対して周知徹底を図る。</p>
使用目的	使用許可期間	年間使用料	納付日								
食堂	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで	175,600円	令和元年5月8日								

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年11月20日）